

神戸市看護大学共同研究助成募集要領

1. 趣旨

本研究助成は、本学設置の趣旨に則り本学の教員が共同で行う優れた学術研究を奨励・発展させることを目的とする。

2. 対象

- 1) 研究代表者は本学教員でなければならない。
- 2) 研究代表者として申請出来る課題数は、各研究種目につき1課題とする。
- 3) 共同研究者は、原則として本学教員とするが、研究の内容や研究の種類によっては、本学教員に加えて学外者を共同研究者に参加させることができる。但し、臨床共同研究にあつては実習施設に勤務する職員を共同研究者に加えることとする。
- 4) 共同研究者は同一の研究種目内であっても複数の課題に申請出来る。

3. 研究助成種目と配分額

研究助成種目は重点研究、一般研究、臨床共同研究、成果発表の4種類とする。

それぞれの研究費割り当ては、年度初頭の教育研究審議会において審議される。

- 1) 重点研究:神戸市の保健医療福祉課題の解決、あるいは本学の教育研究の推進につながる、重要かつ大規模な課題1件に限ります。
- 2) 一般研究:研究課題は自由とする。
- 3) 臨床共同研究:臨床に関連した問題について、神戸市民病院群および実習関連施設に勤務する職員と共同して研究する課題に対して与える。市民病院群との研究課題は別途配布する当該年度の「臨床共同研究課題」から選択する。
*なお、臨床共同研究費の一部を次年度臨床共同研究の研究計画書作成のための助成金に割り当てる(様式1)。
- 4) 成果発表:前年度及び前々年度における重点研究、一般研究、臨床共同研究において採択された研究の成果を、研究代表者または共同研究者が、学会等で発表する場合の旅費(交通費・宿泊費)・学会参加費を助成する。

なお、1研究課題につき、1回限りの助成とする。申請書の提出については、学会開催日の3ヶ月前の研究・紀要委員会に間に合うように申請すること。申請は「成果発表用・研究費助成申請書(様式7)」を用いること。(様式7)の記入にあたって、発表を予定している学会名欄は記載を省略することはできない。

4. 研究期間

年度内に研究が終了するものとし、決算は単年度とする。研究費の執行は単年度で終わるとしても、それ以降(データ分析や執筆・学会発表準備など)は次年度に持ち越して継続するという計画も可とする(ただし最長2年)。

5. 研究成果の発表及び報告書の提出について

- 1) 3. 1)、2)、3)の研究助成を受けた者はその成果につき当該年度3月末迄に「研究実績報告書(様式4)」を提出する。研究実績報告書は同年度発行の本学紀要に掲載する。成果を論文(種別を問わない)として、既に本学紀要に投稿し、掲載された場合、それを報告書に代えることができる。論文の要領は紀要投稿規定に従う。また、研究実績報告書を提出した後2年以内に、臨床共同研究については各病院で行われる看護研究発表会等で、重点研究と一般研究については学会等で成果を発表し、共同研究会等発表報告書(様式9) とそれを証明する抄録等を研究・紀要委員会に提出する。
重点研究については、研究実績報告書を提出した後、3年以内に査読のある学術雑誌への掲載を義務とする。この期限を過ぎる場合には委員長に申し出る。
- 2) 3. 1)、2)、3)の研究が年度内に未完了の場合、「研究経過報告書(様式5)」を提出し、次年度改めて「研究実績報告書」を提出する。本学紀要以外に投稿した場合も提出する。「研究経過報告書」は紀要に掲載しない。
なお、研究代表者が研究期間終了後、1年以内に「研究実績報告書」が提出できない場合は、次年度の研究代表者として申請はできない。
- 3) 研究成果を本学紀要および本学以外の学術雑誌に論文として発表するときには、本学の共同研究助成を受けたことを明記する。

6. 申請方法と審査

助成種目それぞれの所定の研究費助成申請書(様式2または様式7)に必要な事項を記入の上、所定の期日までに事務局に10部提出すること。期日については別途通知する。

なお申請書は、所定の様式に収まるように記載し、別途説明が必要な場合は資料を添付する。ただし、アンケート用紙、依頼書等の提出は不要とする。

・助成対象者は、研究・紀要委員会において申請書の内容につき「共同研究助成申請書審査基準」に沿って審査を行いその結果に基づき教育研究審議会にて決定する。人を対象とした研究課題に関しては倫理委員会の承認を受けることを前提する。

・倫理委員会の承認を受けた課題に関しては、審査結果を反映した申請書を再提出すること。